ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

アイルランド籍ユーロ建オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書(全体版)

作成対象期間

第17期(2018年6月1日~2019年5月31日) 第18期(2019年6月1日~2019年11月29日(信託終了日))

管理会社

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド)リミテッド 代行協会員 **大和証券株式会社**

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

アイルランド籍ユーロ建オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書(全体版)

作成対象期間 第17期 (2018年6月1日~2019年5月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズー毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第17期の決算を行いました。

ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

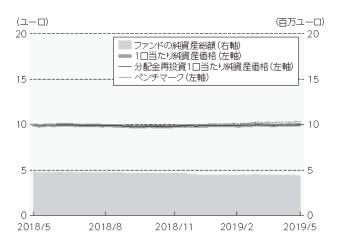
管理会社

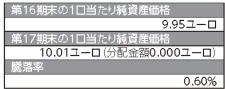
エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド)リミテッド 代行協会員 **大和証券株式会社**

ファンドの仕組みは、	以下のとおりです。				
ファンド形態	アイルランド籍ユーロ建オープン・エンド契約型外国投資信託				
信託期間	2002年12月19日より運用を開始しております。				
	ファンドの存続期間は無期限です。				
	(注) ファンドは、2019年11月29日に償還いたしました。				
繰上償還	ファンドを存続させることが違法となる等、一定の事由が発生した場合には、受託会社は				
	書面の通知をしてファンドを終了させることができます。				
	また、受益証券の当初発行日から1年間またはそれ以降のいずれかの取引日に、ファンド				
	の純資産額が500万米ドルを下回る等、一定の事由が発生した場合には、管理会社は独自				
	の判断に従って、書面の通知をしてファンドを終了させることができます。				
運用方針	ファンドの投資目的は、主として公認取引所に上場され、またはそこで取引される国債、				
	国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建組入証券に投資することにより、長期的				
	な資本成長を目指し、かつ安定した分配を追求することです。				
主要投資対象	ファンドは、主として公認証券取引所において上場され、または取引される国債、国際機				
	関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建ての債券に投資をします。				
ファンドの運用方法	●ファンドは、資産取得時において投資適格債券より高い格付けを有するユーロ建て固定				
	金利商品に主として投資します。				
	●ファンドは、新興市場に15%以上投資することはできません。				
	デュレーション ファンドの平均デュレーションは、通常ブルームバーグ・バークレ				
	イズ・ユーロ総合インデックスのデュレーションの±1.5年程度の範				
	囲内とします。				
	クレジット・ 国債以外の公社債、政府機関債、資産担保証券等への投資は、取得				
	アロケーション 時において信託資産の純資産総額の50%以内とします。				
	個別銘柄 ●ファンドはS&PまたはムーディーズのBBB-/Baa3以上				
	の格付けを取得している証券に投資します。				
	●ファンドの加重平均格付けは、S&PまたはムーディーズのAA				
	-/Aa3相当以上を保持するものとします。				
	通貨 ユーロ通貨建以外の欧州通貨建資産への投資は、取得時において				
	ファンドの純資産総額の15%以内とします。				
主な投資制限	●ファンドは、公認取引所に上場または取引されていない証券に、ファンドの純資産額の				
	10%以上を投資してはなりません。				
	●ファンドは同一発行体が発行した証券に純資産額の10%以上を投資してはなりません。				
	●原則として、ファンドの純資産額の10%以上を、1つの機関に預託してはなりません。				
	●ファンドは、いかなる種類の株式または出資に対しても投資することはできません。				
	●ファンドは、会社型の株式に対して投資を行うオープン・エンド型集合投資スキームに				
	投資してはなりません。				
	●ファンドは、純資産額の10%以上をその他のオープン・エンド型集合投資ファンドに投資していた。				
	資してはならない等の条件に従って、かかる投資ファンドの受益証券を購入することが できます。				
八冊十七年	できます。				
分配方針	収益分配は、管理会社が毎月の最後の営業日に宣言することにより、行われる予定です (ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。分				
	(たたし、特米の方配金の文払ねよいその金額について保証するものではありません。 分配が行われないこともあります。)。				
	配か行われないこともめりよう。)。 (注)営業日とは、東京、ダブリンおよびロンドンで銀行が通常通りに営業しており、かつ日本にお				
	(注) 呂栗日とは、東京、ダノリンねよびロントンで銀行が連吊通りに呂栗しており、かつ日本における金融商品取引業者の営業日をいいます。				
	り公立邸恂印収引来有の首米日をV'V'より。				

I. 当期の運用の経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について





- (注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
- (注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。
- (注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格およびベンチマークは、第16期末のファンドの1口当たり純資産価格を 起点として計算しています。
- (注5) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注6) ファンドのベンチマークは、「ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックス」です。ベンチマークの詳細は、後記「ベンチマークについて」をご参照ください。以下同じです。

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・当期の欧州国債市場は、ユーロ建てでプラスのパフォーマンスを収めました (注)。2019年初め、中央銀行が主要方針における緩和方向への移行を示唆し、世界の債券市場が値上がりしました。世界の貿易紛争、英国のEU離脱やユーロ圏の政治に起因する地政学上の懸念から当期中の異なる時期にリスク回避局面が生じたことが、主要国債の利回りを抑制しました。
- ・政府関連セクターの銘柄選択が相対リターンに貢献しました。
- ・ユーロ建て国債のエクスポージャーが相対リターンを低下させました。ユーロ建て社債をアンダーウエイトしたポジションも相対リターンを低下させました。
- (注) ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスによります。

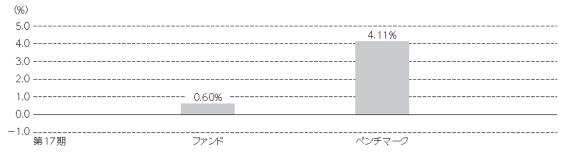
■ベンチマークについて

ベンチマークは1998年6月1日に導入された後名称が変更され、ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスとなりました。国債、国際機関債、社債、資産担保証券を対象としており、グローバル債券市場においてファンド・マネージャーに広範かつ客観的なベンチマークを提供します。この指数は、固定金利投資適格ユーロ債券市場の客観的表示ルールに基づく構造に従います。

■ベンチマークとの差異について

以下のグラフは、ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格とベンチマークの騰落率の対比です。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格とベンチマークの対比



ファンドとベンチマークの騰落率の差異の状況および要因について

当期のファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを下回りました(投資運用会社の採用する計算方法・費用控除前ベース。そのため上記グラフとは異なります。)。資産配分が、当期を通じて相対リターンを低下させた主な要因でした。また、当期の1口当たり純資産価格ベースのパフォーマンスも、ベンチマークを下回りました。

■分配金について

当期(2018年6月1日~2019年5月31日)においては分配は行われませんでした。

■投資環境について

当期の欧州国債市場は、ユーロ建てでプラスのパフォーマンスを収めました (注)。地政学上の懸念を背景に当期の大半を通じて主要な国債資産の需要が旺盛であったため、米連邦準備制度理事会が2018年に利上げを行った中でも、利回りは低水準に抑えられました。11月から12月にボラティリティが急上昇した後、世界の各中央銀行が金融政策の見通しを緩和方向に移行したことを受けて、2019年初めには株式市場および債券市場が揃って上昇基調となりました。

金融政策面では、欧州中央銀行(ECB)が10月に債券買入プログラムの買入額を月額300億ユーロから150億ユーロに引き下げ、2018年末にすべての買入を終了しました。一方、ECBは償還債券の再投資を継続することによりバランスシートの緩和を続けました。また、ECBは早くとも2020年下半期までは利上げを行わないと確約し、政策金利の先行指針(フォワードガイダンス)を延長しました。

インフレーション率は原油価格の値上がりを受けて当期序盤に上昇しました。ヘッドラインインフレーション(統合インフレーション)率(対前月比)は、10月に2.2%の最高値を付けた後、原油価格の下落に伴い2018年末に再び低下しました。コアインフレーション率は当期の大半を通じて安定し、季節要因から4月に一時的に上昇した後、2019年5月に年率0.8%に低下しました。

(注) ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスによります。

■ポートフォリオについて

当期のファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを下回りました(投資運用会社の採用する計算方法・費用控除前ベース)。また、当期の1口当たり純資産価格ベースのパフォーマンスも、ベンチマークを下回りました。資産配分が、当期を通じて相対リターンを低下させた主な要因でした。銘柄選択は概ね中立的でしたが、イールドカーブのポジションが僅かにマイナスの影響を及ぼしました。

通貨戦略では、アクティブなポジションを取りませんでした。

国別およびデュレーションのポジションでは、当期を通じてユーロ圏のデュレーションのポジションのアンダーウエイトを増しました。ユーロ圏主要国では、ドイツのデュレーションのポジションをオーバーウエイトとしました。ユーロ圏非主要国では、イタリアとスペインのデュレーションのポジションをアンダーウエイトとしました。それ以外の地域では、スウェーデンについてベンチマーク構成外のポジションの保有を続け、またデンマークのポジションを当期期初に構築しました。

絶対リターンに影響を及ぼした主な要因

絶対リターンを上昇させた要因

当期の欧州国債市場は、ユーロ建てでプラスのパフォーマンスを収めました (注)。2019年初め、中央銀行が主要方針における緩和方向への移行を示唆し、世界の債券市場が値上がりしました。世界の貿易紛争、英国のEU離脱やユーロ圏の政治に起因する地政学上の懸念から当期中の異なる時期にリスク回避局面が生じたことが、主要国債の利回りを抑制しました。ドイツ国債10年物利回りは過去最低に近い -0.20%前後で当期末を迎えました。

(注) ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスによります。

絶対リターンを低下させた要因

絶対リターンを低下させた主な要因はありませんでした。

相対リターン(投資運用会社の採用する計算方法・費用控除前ベース。) に影響を及ぼした主な要因 相対リターンを上昇させた要因

政府関連セクターの銘柄選択が相対リターンに貢献しました。

デンマークとスウェーデンの国債利回りが安全性の高い他の世界の国債と同様に低下したことに伴い、ベンチマーク構成外である両国の国債に対するエクスポージャーが相対リターンを上昇させました。

相対リターンを低下させた要因

ユーロ建て国債のエクスポージャーが相対リターンを低下させました。その大半は、当期中に価格が 大幅に変動したイタリア国債のポジションによるものでした。

ユーロ建て社債をアンダーウエイトしたポジションも相対リターンを低下させました。同セクターは 長引く経済的な懸念を乗り越え、2019年に主要中央銀行が緩和方向に移行したことを受けて値上がりし ました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ.ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

ファンドは、2019年11月29日に償還いたしました。

■費用の明細

項目				項目の	機要		
管理報酬等							
:	管理	是会社報酬	ファンドの純資産額の年率0.60%が、ファンドの資産の運用・管理業務の対価 として、管理会社に支払われます。 管理会社は、当該報酬から販売報酬および代行協会員報酬を支払います。				
	内	販売報酬	ファンドの日々の平均純資産額の年率 0.50%		運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理、購入後の情報提 供等の対価		
	訳	代行協会員報酬	ファンドの日々の平均純資産 0.10%	額の年率	受益証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務等の対価		
			ファンドの純資産額	料率			
			100百万ユーロ以下の場合	0. 13%			
:	管理	事務代行報酬	100百万ユーロ超、 1,000百万ユーロ以下の場合	0. 115%	ファンドの管理事務代行業務の対価		
			1,000百万ユーロ超の場合	0.10%			
	受託	会社報酬	ファンドの純資産額の年率0.0	06%	ファンドの受託業務の対価		
			ファンドの純資産額	料率			
			250百万ユーロ以下の場合	0.50%			
	投資	運用会社報酬	250百万ユーロ超、 500百万ユーロ以下の場合	0.45%	ファンドに関する投資運用業務の対価		
			500百万ユーロ超の場合	0.40%			
そ	その他の費用(当期)		1. 68%		預金利息、副保管費用、監查報酬、 法務報酬、印刷費等		

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用(当期)」には運用状況 等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、その他の費用(当期)の金額をファンドの当 期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

1. 純資産の推移

下記各会計年度末および第17会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円	
第八会計年度末 (2010年5月末日)	6, 749	797	10. 07	1, 188	
第九会計年度末 (2011年5月末日)	5, 506	650	9. 68	1, 142	
第十会計年度末 (2012年5月末日)	4, 730	558	9.88	1, 166	
第十一会計年度末 (2013年5月末日)	6, 015	710	10. 26	1, 211	
第十二会計年度末 (2014年5月末日)	5, 786	683	10. 45	1, 233	
第十三会計年度末 (2015年5月末日)	5, 554	655	10.77	1, 271	
第十四会計年度末 (2016年5月末日)	4, 823	569	10.62	1, 253	
第十五会計年度末 (2017年5月末日)	4, 410	520	10. 19	1, 203	
第十六会計年度末 (2018年5月末日)	4, 761	562	9. 95	1, 174	
第十七会計年度末 (2019年5月末日)	4, 404	520	10.01	1, 181	
2018年6月末日	4, 755	561	9. 97	1, 177	
7月末日	4, 723	557	9. 92	1, 171	
8月末日	4, 707	556	9.89	1, 167	
9月末日	4, 682	553	9.84	1, 161	
10月末日	4, 674	552	9. 82	1, 159	
11月末日	4, 645	548	9. 83	1, 160	
12月末日	4, 535	535	9.87	1, 165	
2019年1月末日	4, 485	529	9. 92	1, 171	
2月末日	4, 467	527	9. 88	1, 166	
3月末日	4, 492	530	9. 99	1, 179	
4月末日	4, 467	527	9. 96	1, 175	
5月末日	4, 404	520	10.01	1, 181	

⁽注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ=118.02円) によります。以下同じです。

2. 分配の推移

	分配金 (1口当たり)		
	ユーロ	円	
第八会計年度 (2009年6月1日~2010年5月末日)	0. 228	26. 91	
第九会計年度 (2010年6月1日~2011年5月末日)	0. 228	26. 91	
第十会計年度 (2011年6月1日~2012年5月末日)	0. 148	17. 47	
第十一会計年度 (2012年6月1日~2013年5月末日)	0.132	15. 58	
第十二会計年度 (2013年6月1日~2014年5月末日)	0.132	15. 58	
第十三会計年度 (2014年 6 月 1 日~2015年 5 月末日)	0. 132	15. 58	
第十四会計年度 (2015年6月1日~2016年5月末日)	0. 132	15. 58	
第十五会計年度 (2016年6月1日~2017年5月末日)	0. 132	15. 58	
第十六会計年度 (2017年6月1日~2018年5月末日)	0.075	8. 85	
第十七会計年度 (2018年6月1日~2019年5月末日)	0.000	0.00	

1 口当たり分配金 設定来累計 (2019年 5 月末日現在) 3.145ユーロ

3. 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数	本邦内におけ る販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内におけ る発行済口数
第八会計年度 (2009年6月1日~ 2010年5月末日)	12, 200	12, 200	口 126, 630	126, 630	□ 670, 180	□ 670, 180
第九会計年度 (2010年6月1日~ 2011年5月末日)	口 24, 000	口 24, 000	口 125, 210	口 125, 210	□ 568, 970	П 568, 970
第十会計年度 (2011年6月1日~ 2012年5月末日)	口 23, 100	口 23, 100	口 113, 400	口 113, 400	口 478, 670	口 478, 670
第十一会計年度 (2012年6月1日~ 2013年5月末日)	口 175, 380	口 175, 380	日 68, 010	日 68, 010	□ 586, 040	П 586, 040
第十二会計年度 (2013年6月1日~ 2014年5月末日)	口 27, 490	口 27, 490	口 59, 970	□ 59, 970	□ 553, 560	□ 553, 560
第十三会計年度 (2014年6月1日~ 2015年5月末日)	口 27, 900	口 27, 900	口 65, 600	日 65, 600	□ 515, 860	□ 515, 860
第十四会計年度 (2015年6月1日~ 2016年5月末日)	□ 138, 050	口 138, 050	口 199, 820	口 199, 820	口 454, 090	П 454, 090
第十五会計年度 (2016年6月1日~ 2017年5月末日)	□ 11, 050	口 11, 050	□ 32, 570	□ 32, 570	口 432, 570	П 432, 570
第十六会計年度 (2017年6月1日~ 2018年5月末日)	口 108, 550	口 108, 550	□ 62, 610	62, 610	П 478, 510	П 478, 510
第十七会計年度 (2018年6月1日~ 2019年5月末日)	П 0	П 0	□ 38, 600	□ 38, 600	口 439, 910	口 439, 910

Ⅲ.ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第 103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=118.02円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのサブ・ファンドの 受益者に対する独立監査人報告書

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

我々の意見では、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの財務書類は、

- 2019年5月31日現在のサブ・ファンドの資産、負債および財務状態ならびに同日に終了した年度の実績について 真実かつ公正な概観を与えており、また
- アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行(財務報告基準102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を含む英国財務報告協議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律)に従って適正に作成されている。

我々は、年次報告書および監査済財務書類に含まれる、以下から構成される財務書類を監査した。

- 2019年5月31日現在の各サブ・ファンドの財政状態計算書
- 同日に終了した年度の各サブ・ファンドの包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の各サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
- 2019年5月31日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券明細表
- 重要な会計方針の記述を含む各サブ・ファンドの財務書類に対する注記

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準 (アイルランド) (以下「ISA (アイルランド)」という。) および適用される法律に準拠して監査を行った。

ISA(アイルランド)のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

重要事項一作成の根拠

無修正の財務書類に対して我々の意見を形成するに当たり、我々は、継続企業の前提に基づいた作成に関する、財務書類に対する注記2に記載されている開示の妥当性について考慮する。年度末に、取締役は、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンドおよび毎月分配カナダ・ボンド・ファンドを終了させることを決定した。したがって、継続企業の前提に基づいた作成はもはや適切ではなく、財務書類に対する注記2に記載されているとおり、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンドおよび毎月分配カナダ・ボンド・ファンドに対する財務書類は、継続企業基準以外の基準で作成されている。

独立性

我々は、IAASA倫理規定を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対して独立性を保持しており、また、我々は、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

我々は、ISA(アイルランド)により報告を求められる以下の事項について、報告すべきものはない。

- 管理会社が毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドの財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施するのは適切ではない。または
- 管理会社は、財務書類の公表が承認される日から12か月以内の期間において、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドが継続企業の前提に基づいた会計処理を引き続き適用する能力について重要な疑義を生じさせるような識別された重要な不確実性を財務書類に開示していない。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、本報告書は毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドの継続企業として存続する能力を保証するものではない。

その他の記載内容の報告

その他の記載内容は、年次報告書および監査済財務書類のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または本報告書で明確に記載された範囲を除き、いかなる保証も表明しない。財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかど

どうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する管理会社の責任

管理会社の業務報告書により詳細に説明されているように、管理会社は、適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。

また管理会社は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を表示する責任を有し、また、管理会社に事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理 的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA(アイルランド)に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽 表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影 響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類の監査に対する我々の責任の詳細については、IAASAのウェブサイト

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-

a98202dc9c3a/Description of auditors responsibilities for audit.pdfに示されている。

当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

本報告書の利用

意見を含む本報告書は、欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則2013年法に準拠して全体としての各サブ・ファンドの受益者のためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース 勅許会計士および登録監査人 ダブリン 2019年9月4日

- 大和証券株式会社のウェブサイトの維持および完全性については、管理会社の責任であり、監査人が実施する作業に本項目は含まれていない。したがって、監査人は、ウェブサイト上に財務書類が最初に掲載されてから当該財務書類に加えられたいかなる変更に対しても一切の責任を負わない。
- 財務書類の作成および公表について定めるアイルランド共和国の法令は、その他の法域とは異なる場合がある。



Independent auditors' report to the unitholders of the Sub-Funds of Daiwa Bond Fund Series

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, Daiwa Bond Fund Series' financial statements:

- give a true and fair view of the Sub-Funds' assets, liabilities and financial position as at 31 May 2019 and of
 their results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" and Irish law).

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements, which comprise:

- · the Statement of Financial Position for each of the Sub-Funds as at 31 May 2019;
- · the Statement of Comprehensive Income for each of the Sub-Funds for the year then ended;
- the Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units for each of the Sub-Funds for the year then ended;
- . the Schedules of Investments for each of the Sub-Funds as at 31 May 2019; and
- the notes to the financial statements for each of the Sub-Funds, which include a description of the significant
 accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of matter - Basis of preparation

In forming our opinion on the financial statements, which is not modified, we have considered the adequacy of disclosures set out in note 2 to the financial statements concerning the going concern basis of preparation. At year end the directors decided to terminate the Monthly Dividend Australian Bond Fund and the Monthly Dividend Canada Bond Fund. Accordingly, the going concern basis of preparation is no longer appropriate and the financial statements for the Monthly Dividend Australian Bond Fund and the Monthly Dividend Canada Bond Fund have been prepared on a basis other than going concern as described in note 2 to the financial statements.

Independence

We remained independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.



Conclusions relating to going concern

We have nothing to report in respect of the following matters in relation to which ISAs (Ireland) require us to report to you where:

- the manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements of Monthly Dividend Euro Bond Fund is not appropriate; or
- the manager has not disclosed in the financial statements any identified material uncertainties that may cast significant doubt about the Monthly Dividend Euro Bond Fund's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the Monthly Dividend Euro Bond Fund's ability to continue as going concerns.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon. In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the manager for the financial statements

As explained more fully in the Statement of Alternative Investment Fund Manager's Responsibilities set out on page 6, the manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The manager is also responsible for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the Sub-Funds' ability to continue as going concerns, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinious Reasonable assurance is a high level of assurance; but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material fi, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description of auditors responsibilities for audit.pdf.

This description forms part of our auditors' report.



Use of this report

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of each of the Sub-Funds as a body in accordance with the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Pricewaterhouse Coopers Pricewaterhouse Coopers Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

4 September 2019

- The maintenance and integrity of the Daiwa Securities Co. Ltd. website is the responsibility of the manager; the work carried out by the auditors does not involve consideration of these matters and, accordingly, the auditors accept no responsibility for any changes that may have occurred to the financial statements since they were initially presented on the website.
- Legislation in the Republic of Ireland governing the preparation and dissemination of financial statements
 may differ from legislation in other jurisdictions.

(1)貸借対照表

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

財政状態計算書

2019年5月31日現在

	注記	2019年		2018年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
現金預金	5	58, 037	6, 850	336, 929	39, 764
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	2,3	4, 431, 801	523, 041	4, 488, 866	529, 776
資産合計		4, 489, 838	529, 891	4, 825, 795	569, 540
負債					
未払債務-1年以内支払期限到来	7	85, 922	10, 141	64, 299	7, 589
損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	2,3	-	-	190	22
負債(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)		85, 922	10, 141	64, 489	7, 611
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産		4, 403, 916	519, 750	4, 761, 306	561, 929

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドを代表して署名。

ピーター・キャラハン

中村佳史

取締役

取締役

日付:2019年9月4日

(2) 損益計算書

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

包括利益計算書

2019年5月31日に終了した年度

	注記	2019年		2018年	
	-	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産・負債に係る純利益	10	159, 406	18, 813	47, 576	5, 615
収益合計		159, 406	18, 813	47, 576	5, 615
費用					
預金利息	2	1, 336	158	671	79
受託会社報酬	9	2, 760	326	2, 891	341
販売会社報酬	9	22, 982	2, 712	24, 092	2, 843
代行協会員報酬	9	4, 620	545	4, 818	569
投資運用報酬	9	13, 801	1,629	14, 456	1, 706
投資顧問報酬	9	9, 200	1,086	9, 635	1, 137
管理事務代行報酬	9	5, 980	706	6, 264	739
副保管費用		2, 219	262	4, 063	480
監査報酬		4, 425	522	3, 300	389
法務報酬		29, 430	3, 473	19, 858	2, 344
印刷費		16, 506	1, 948	17, 292	2, 041
その他の費用		20, 125	2, 375	13, 027	1, 537
費用合計	-	133, 384	15, 742	120, 367	14, 206
純収益/ (費用)	-	26, 022	3, 071	(72, 791)	(8, 591)
ファイナンス費用	-				
分配金	12	_	_	(36, 464)	(4, 303)
ファナンス費用合計	-	-	-	(36, 464)	(4, 303)
分配後の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の増 (減)	_	26, 022	3, 071	(109, 255)	(12, 894)

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド 買戻可能受益証券保有者に帰属する

純資産の変動計算書

2019年5月31日に終了した年度

	2019年		2018年	F
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産	4, 761, 306	561, 929	4, 409, 796	520, 444
買戻可能受益証券の発行手取金	-	-	1, 098, 678	129, 666
買戻可能受益証券の買戻支払金	(381, 574)	(45, 033)	(632, 392)	(74, 635)
純(費用)/収益平準化(注2)	(1, 841)	(217)	2, 532	299
純資本平準化 (注2)	3	0	(8, 053)	(950)
分配後の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の増 (減)	26, 022	3,071	(109, 255)	(12, 894)
期末現在買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産	4, 403, 916	519, 750	4, 761, 306	561, 929

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2019年5月31日

1. 一般的情報

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ(以下「ファンド」という。)は、1990年ユニット・トラスト法の規定に 従ってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープンエンド・アンプレラ型ユニット・トラストとして、2002年11月 7日に設定された。

信託証書は、サブ・ファンドから成り立っている当ファンドを構成する。サブ・ファンドの受益証券の発行からの 手取金は、サブ・ファンドに関してファンドの記録および帳簿に適用され、サブ・ファンドに起因する資産・負債お よび収益・費用は信託証書の規定を課されるサブ・ファンドに適用される。各サブ・ファンドの申込金は、当該サ ブ・ファンドの通貨建てでなければならない。サブ・ファンドおよびその表示通貨は、毎月分配ユーロ・ボンド・ ファンド(EUR:ユーロ)(以下「ユーロ・ボンド・ファンド」という。)である。

ユーロ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主としてヨーロッパの取引所および公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建債券の分散化されたポートフォリオにより構成される投資によって、長期的な資本成長を目指し、安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。当該サブ・ファンドは、新興市場に15%を超えて投資することはけっしてない。

※オーストラリア・ボンド・ファンドおよびカナダ・ボンド・ファンドは2019年5月30日に償還した。

2. 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ファンドの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額に対して調整された取得原価主義に従い、かつ、財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」(以下「FRS第102号」という。)を含む財務報告評議会が発行したアイルランドの財務報告基準に準拠して作成されている。財務書類は、継続企業の前提を基礎として作成されている。

FRS第102号に準拠した財務書類の作成は、経営陣による、方針の適用ならびに資産・負債および収益・費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の行使が要求される。かかる見積りならびに付随する仮定は、過去の経験およびその状況下で合理的と考えられる様々なその他の要因に基づくものであり、これらの結果は他の情報源からは即時に判定しえない資産および負債の簿価についての判断の基礎となる。実際の結果はこれらの見積りと異なることがある。見積りおよび基礎を成す仮定は、継続的に見直される。会計見積りの改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合には当該見積改訂期間に、または改訂が当該期間ならびに将来期間の両方に影響を及ぼす場合には当該改訂期間において要約される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融資産および負債ならび に開始時に損益を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融資産および負債である。

取引用に保有される金融商品 (「取引用証券」) は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価額の増減は、包括利益計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価額は、期末現在の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有 する金融資産・負債に関して使われる取引相場価格は、現在の売呼値である。損益を通じて公正価値で測定する金融 資産・負債のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する期間の包括利益計算書に計上さ れる。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息および投 資に係る受取配当金が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価額で記帳される。取引費用は、発生時に

費用計上され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純利益の部分として包括利益計算書に計上される。2019年5月31日に終了した年度の取引用金融商品からの損益はすべて、包括利益計算書に計上される。

公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質 上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著し く影響を及ぼす可能性があり、その差異は重大となることがある。

外貨

サブ・ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨 (「機能通貨」)を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・ボンド・ファンドに関してはユーロ (「EUR」)である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、期末現在の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、包括利益計算書に計上される。

収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるか付加される。 債券収益は、年率を用いて計算される。

費用

費用は、発生基準により会計処理される。

純収益/(費用)および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益/ (損失)を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益/ (損失)に関する平準化支払額が含まれる。

買戻可能受益証券1口当たり純資産価格(「NAV」)

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1 口当たりNAVは、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS第102号セクション7.1Aに従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計

ユーロ・ボンド・ファンド 2019年 FUR 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 取引用に保有: - 債務証券 4, 379, 849 - 先渡為替契約 2,370 -投資有価証券発生利息 49,582 損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 4, 431, 801 損益を通じて公正価値で測定する金融負債 取引用に保有: - 先渡為替契約

2018年	EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	
取引用に保有:	
- 債務証券	4, 442, 160
-投資有価証券発生利息	46,706
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	4, 488, 866
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	
取引用に保有:	
一先渡為替契約	190
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	190

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値(レベル1)、
- ・ (価格について)直接的にまたは(価格から派生して)間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1 に含まれる取引値以外のインプットを含むもの(レベル2)、および
- 観測可能な市場データ(観測できないインプット)に基づかない資産または負債に関するインプット(レベル3)。

ユーロ・ボンド・ファンド				
2019年	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	EUR	EUR	EUR	EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	_	4, 379, 849	_	4, 379, 849
先渡為替契約	_	2, 370	_	2, 370
	_	4, 382, 219		4, 382, 219
				
2018年	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	EUR	EUR	EUR	EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
水川川に水中ですいる亚麻真圧				
債務証券	_	4, 442, 160	_	4, 442, 160
		4, 442, 160 4, 442, 160		4, 442, 160 4, 442, 160
債務証券				
債務証券 損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
債務証券 損益を通じて公正価値で測定する金融負債 取引用に保有される金融負債		4, 442, 160		4, 442, 160

ファンドは、2017年1月1日以降に開始する会計期間から発効する、「財務報告公開草案 (FRED) 第62号 FRS第102号の改訂一公正価値ヒエラルキーの開示」を適用している。当該基準は、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを使用して公正価値測定を分類することをファンドに要求している。

4. リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

ユーロ・ボンド・ファンド

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてユーロ建て投資適格固定利付商品から成る分散化されたポートフォリオへの投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに
- サブ・ファンドの投資活動から発生する通貨リスクを管理するためのデリバティブ取引(例えば、為替契約)

サブ・ファンドが直面する主なリスクについては下記において詳述されるが、それに加えて、投資マンデートに従った投資運用会社によるこれらのリスク管理方法および監視方法についても概要が示されている。サブ・ファンドの業務により、ファンドは様々な金融リスク(市場リスク(通貨リスク、適正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスクを含む。)、信用リスクおよび流動性リスク)にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

市場価格リスク

サブ・ファンドは、主としてヨーロッパの公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債および社債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のユーロ建て国債に投資されなければならない。サブ・ファンドはまた、アクティブ投資から発生する通貨リスクを管理するためデリバティブ契約の取引も行っている。デリバティブに関する詳細については通貨リスクの項に開示されている。サガースコンドによりないまたがあります。これまたは、ファンドは、アステンドによっている。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国/デュレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「ティー・ロウ・プライス」という。)の定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差(トラッキング・エラー)から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール(例えば、ウィルシャー・アクシオム、バークレイズ・キャピタル・ポイント)および社内開発ツールを用いて算定される。サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素(実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動)により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券について言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンのボラティリティの分析に基づき、ユーロ・ボンド・ファンドは、2018年6月1日から2019年5月31日までの年度について、同期間のベンチマークの1.84%の標準偏差と比較して年率0.80%4のリターンの標準偏差を示している。

ユーロ債市場が、2019年5月31日現在でブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように、前年度より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約208,966ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2019年5月31日現在4,403,916 5 ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.949 6 に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2019年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約208,966ユーロ減少していたと思われる。これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社の見解を表している。

2018年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、ユーロ債市場が、2018年5月31日現在でブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように、前年度より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約238,779ユーロ増加していたと思われる。この数字は、2018年5月31日現在4,761,306 7 ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.003 8 に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2018年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約238,779ユーロ減少していたと思われる。

これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社の見解を表している。ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で(例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法)ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

訳注:本財務書類の原文に添付されているが本書に含まれないInvestment Manager's Report (投資運用会社報告書) に脚注1、2および3が記載されているため、注記中の脚注は4から開始している。

- 4 ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく。
- 5 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドが提供する資産評価額。
- 6 過去3年間のベータ0.949: (ティー・ロウ・ブライス提供の月次実績データに基づく) 2019年5月末現在のファンドの実績総計対ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックス
- 7 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドが提供する資産評価額。
- 8 過去3年間のベータ1.003: (ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく) 2018年5月末現在のファンドの実績総計対ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢 レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールド カーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット、国および通貨毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2019年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動 9 の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.1%減少することになり、これは2019年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産4,403,916 10 ューロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.10 11 に基づき、債券価格の134.319ユーロの下落に相当する。

2018年 5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動 12 の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.1%減少することになり、これは2018年 5月31日現在のサブ・ファンドの純資産4,761,306 13 ューロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.21 14 に基づき、債券価格の147,838ユーロの下落に相当する。マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.1%増加することになる。

2019年5月31日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

NAVにおける変化分に対する影響 (2019年5月31日現在)

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+0.50%	-3.1%	-134, 319
+1.00%	-6.1%	-268,638
-0.50%	+3.1%	134, 319
-1.00%	+6.1%	268, 639

同一の裏付けイールドカーブの移動の想定(ただし2018年 5月31日現在の有効デュレーションは6.21およびサブ・ファンドの純資産は4,761,306 15 ユーロ)による2018年 5月31日現在のNAVにおける変化分に対する影響について、さらに下記を参照されたい。

NAVにおける変化分に対する影響 (2018年5月31日現在)

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+0.50%	-3.1%	-147,838
+1.00%	-6.2%	-295,676
-0.50%	+3.1%	147, 838
-1.00%	+6.2%	295, 676

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理により、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると投資運用会社は認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

信用リスク/取引相手方リスク

固定利付資産 (先進国の国債を含む。) は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を 引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。 信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用チームは重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および投資運用会社が保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、S&Pグローバル・レーティングまたはムーディーズにより BBB-/Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付はAA-/Aa3以上に維持されており、サブ・ファンドのNAVの最大10%が、BBB-/Baa3の証券に投資され得る。

⁹ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

¹⁰ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドが提供する資産評価額。

¹¹ ティー・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹² イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

¹³ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁴ ティー・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹⁵ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドが提供する資産評価額。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳(2019年5月31日現在)

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
AAA	32. 90	24. 83	8. 07
AA	31. 37	31. 34	0. 03
A	16. 87	18. 56	-1.69
BAA	13. 29	25. 27	-11.98
現金	5. 57	0.00	5. 57
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳(2018年5月31日現在)

		-1. /4 (111)	
信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
AAA	25. 85	25. 03	0.82
AA	30.06	30. 98	-0.92
A	19.89	18. 77	1. 12
ВАА	15. 04	25. 22	-10.18
現金	9. 16	0.00	9. 16
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。サブ・ファンドは、資産の取得時において、同一発行体により発行されたクラス証券の10%を超えて保有することはできず、サブ・ファンドの純資産の最大5%まで、同一企業の証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター/格付、セクター/デュレーションおよび発行体等の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが実行されるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、定期的に、サブ・ファンドの為替先物ポジションに関する取引相手方リスク・エクスポージャー報告書を発行する。かかる報告書は、取引相手方の不履行に関連するリスクの限定を意図するものである。すべての為替取引および為替先渡しは、BBH&Co. 16 と共に実行される。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。

投資目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- a) 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- b) 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期/年次報告書の中で開示されること。
- c) 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- d) 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてBBH&Co. を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるBBH&Co.

に現金が保管されることで、最終的にBBH&Co. に保管される。サブ・ファンドは、BBH&Co. スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、BBH&Co. が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、CMSプログラムに参加することが(スイープされた残高についての損失のような)投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。BBH&Co. の信用格付は、フィッチからA+(2018年5月31日:A+)の格付を得ている。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っている。サブ・ファンドの証券は、 ヨーロッパの公認取引所に上場されているため、容易に換金可能 (T+2) である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる(借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない)。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2019年5月31日現在および2018年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。為替先渡しは、サブ・ファンドの資産をヘッジするために許可されることを制限される。サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの流動性ポジションを監視している。

2019年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

EUR EUR	
負債	
未払債務-1年以内支払期限到来 85,922 85,9	22
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産 4,403,916 4,403,9	16
負債合計 4,489,838 4,489,8	38

2018年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務-1年以內支払期限到来	64, 299	64, 299
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	190	190
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4, 761, 306	4, 761, 306
負債合計	4, 825, 795	4, 825, 795

通貨リスク

サブ・ファンドは、ユーロ以外の通貨建て資産を保有しているため、通貨リスクを負っている。他の通貨建て証券の価額は、為替レートの変動に伴い変動する。サブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨によるエクスポージャーを ヘッジするために、先渡為替契約を使用した。

ユーロ建て投資対象およびユーロ以外の通貨建て資産は、購入時のサブ・ファンドのNAVの15%までに限定され、

¹⁶ すべての為替取引は、グローバル副保管会社であるBBH&Co. と共に実行される。

通貨先渡しおよびオプションを通じたユーロに対するリスク・ヘッジが認められている。

2019年5月31日現在、サブ・ファンドは、様々な通貨での短期国債(短期国債)取引を通じて活発な為替取引を行っている。通貨変動は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼす可能性がある。

通貨別ポートフォリオ (%) (2019年5月31日現在)

通貨	ポートフォリオ 組入比率 (%)	指数 組入比率(%)	差 (%)
ユーロ	99. 97	100.00	-0.03
スウェーデン・クローネ	0.01	0.00	0.01
デンマーク・クローネ	0.02	0.00	0.02
	100.00	100.00	

通貨別ポートフォリオ (%) (2018年5月31日現在)

通貨	ポートフォリオ 組入比率 (%)	指数 組入比率(%)	差 (%)
ユーロ	99. 95	100.00	-0.05
デンマーク・クローネ	0.03	0.00	0.03
スウェーデン・クローネ	0.02	0.00	0.02
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの通貨ポジションを監視している。 サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

通貨リスク

すべてのサブ・ファンドの投資証券および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド	2019年	2018年
	EUR	EUR
デンマーク・クローネ	170, 519	166, 454
英ポンド	2	2
スウェーデン・クローネ	158, 081	110, 423
合計	328, 602	276, 879

5. 外貨を含む現金預金

先物契約に係る証拠金は、サブ・ファンドがこれら持高をクローズするかかる時点まで引出制限を課せられることがある。

6. 未収債権

ユーロ・ボンド・ファンド

	EUR
未収利息	_
付加価値税の還付	_
その他の資産	_
2019年5月31日現在	_

ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	•	ボン	K .	ファ	ンド	
--------------	-----	---	----	-----	----	----	--

	EUR
未収利息	_
投資有価証券売却未収金	_
付加価値税の還付	_
その他の資産	_
2018年5月31日現在	

7. 未払債務-1年以内支払期限到来

2019年5月31日現在

 未払利息
 19

 ファンド受益証券買戻未払金

 投資有価証券購入未払金
 41,933

未払報酬引当金(注9) 43,970

ユーロ・ボンド・ファンド

85,922

ユーロ・ボンド・ファンド

未払利息 137 ファンド受益証券買戻未払金 投資有価証券購入未払金 未払報酬引当金(注9) 64,162 未払分配金 2018年5月31日現在 64,299

8. 年度中発行および買戻しの買戻可能受益証券

期末現在発行済受益証券数

2019年5月31日 ユーロ・ボンド・ファンド (口) 期首現在発行済受益証券数 478, 510 発行受益証券数 買戻受益証券数 (38,600)期末現在発行済受益証券数 439, 910 2018年5月31日 ユーロ・ボンド・ファンド (口) 期首現在発行済受益証券数 432, 570 発行受益証券数 108,550 買戻受益証券数 (62, 610)

478, 510

9. 報酬および費用

各サブ・ファンドは、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAVの年率0.60%

この報酬の中から管理会社は、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。代行協会員は0.10%の年率で報酬を受 領し、販売会社は残高を受領する。

管理会社はまた、各サブ・ファンドの資産から、毎日発生し毎月後払いされる、以下の料率の年次管理事務代行報 酬を受領する。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000ユーロ以下の場合:0.13%

NAV100,000,000ユーロ超1,000,000,000ユーロ以下の場合:0.115%

NAV1,000,000,000ユーロ超の場合:0.10%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの0.06%の料率で、毎日発生し毎月後払いで 支払われる年次報酬を受託会社に支払う。受託会社は、その業務遂行上負担した現金支出費のすべてを、サブ・ファ ンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に以下の料率で年次報酬を支払う。かかる報酬はサブ・ファンドのNAVに基づいて、毎日発生し毎月後払いで支払われる。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV250,000,000ユーロ以下の場合:0.50%

NAV250,000,000ユーロ超500,000,000ユーロ以下の場合:0.45%

NAV500,000,000ユーロ超の場合:0.40%

投資運用会社はその報酬の中から、管理会社の承認を得て投資運用会社が任命したすべての投資顧問会社に報酬を 支払う。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、印刷費、監査報酬、法務報酬、配達料金、投資運用会社の合理的旅費、 および通信費を含む各サブ・ファンドに関連する管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常 の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、各サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを投 資家にアドバイスする。

未払報酬は、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	•	ボン	K .	ファ	ンド	
--------------	-----	---	----	-----	----	----	--

	EUR
受託会社報酬	230
販売会社報酬	1, 924
代行協会員報酬	378
投資運用報酬	1, 163
投資顧問報酬	755
管理事務代行報酬	499
副保管費用	344
監査報酬	4, 425
その他の費用	34, 252
2019年5月31日	43, 970

ユーロ・ボンド・ファンド

	EUR
受託会社報酬	247
販売会社報酬	2,060
代行協会員報酬	405
投資運用報酬	1, 244
投資顧問報酬	810
管理事務代行報酬	534
副保管費用	423
監査報酬	3, 300
その他の費用	55, 139
2018年5月31日	64, 162

10. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純(損)益 2019年5月31日に終了した年度の投資活動における純利益は、以下のとおりである。 - ユーロ・ボンド・ファンド

	ユーロ・ボンド・ファンド
	EUR
以下からの実現純利益:	
- 投資証券および通貨	22, 042
一先物契約	_
一先渡為替契約	6, 461
	28, 503
以下からの実現純損失:	
- 投資証券および通貨	(43, 788)
一先物契約	_
一先渡為替契約	(3, 423)
	(47, 211)
以下からの未実現利益の変動純額:	
ー投資証券および通貨	51, 126
一先渡為替契約	2, 559
	53, 685
以下からの未実現損失の変動純額:	
ー投資証券および通貨	(33)
ー投資証券および通貨	_
	(33)
受取利息	122, 624
純収益平準化	1,841
純費用平準化	_
純資本平準化	(3)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純利益	159, 406

2018年5月31日に終了した年度の投資活動における純利益は、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド

	EUR
以下からの実現純利益:	
ー投資証券および通貨	27, 309
一先物契約	_
一先渡為替契約	10, 985
	38, 294
以下からの実現純損失:	
- 投資証券および通貨	(37, 226)
一先物契約	_
一先渡為替契約	(2, 216)
	(39, 442)
以下からの未実現利益の変動純額:	
ー投資証券および通貨	
以下からの未実現損失の変動純額:	
- 投資証券および通貨	(86, 396)
一先渡為替契約	(1, 945)
	(88, 341)
受取配当金	
受取利息	131, 544
純収益平準化	
純費用平準化	(2, 532)
純資本平準化	8, 053
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・ 負債に係る純(損)益	47, 576

11. 関連当事者間取引

管理会社、受託会社、投資運用会社、代行協会員、販売会社および関連会社は、財務報告基準(FRS第102号)の下で関連当事者であるとみなされる。当期中に関連当事者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。期末現在の関連当事者への未払金額は、注記9に開示されている。

大和証券株式会社は、唯一の受益者であり、各サブ・ファンドの受益証券を100%保有している。

AIF規則書の要件に基づき、管理会社、投資運用会社、受託会社、投資顧問会社または委託先もしくはグループ会社(以下「関連当事者」という。)によりファンドが行うすべての取引は、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されることを確実にするための(文書化された手順により証明される)取決めが揃い、かつ、当期中の関連当事者との取引が上記の義務に準拠していたことに満足している。

12. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎月宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎月または管理会社が決定するその他の時期に、各サブ・ファンドの実現および未実現売買益から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。

分配は各月の最終営業日に宣言され、各サブ・ファンドの場合、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に 対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載 されている受益者に対して支払われる。

2019年5月31日に終了した年度の分配金は、以下のとおりであった。

	ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ・ボンド・ファンド
	1 口当たり 分配金	分配金額
	EUR	EUR
2018年6月	_	_
2018年7月	_	_
2018年8月	_	_
2018年9月	_	_
2018年10月	_	_
2018年11月	_	_
2018年12月	_	_
2019年1月	_	_
2019年2月	_	_
2019年3月	_	_
2019年4月	_	_
2019年5月	_	_
合計	•	_

2018年5月31日に終了した年度の分配金は、以下のとおりであった。

ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ・ボンド・ファンド

分配金額	1 口当たり 分配金	
EUR	EUR	
4, 865	0.0110	2017年6月
5, 524	0.0110	2017年7月
5, 576	0.0110	2017年8月
5, 530	0.0110	2017年9月
5, 441	0.0110	2017年10月
2, 393	0.0050	2017年11月
2, 373	0.0050	2017年12月
_	_	2018年1月
_	_	2018年2月
2, 360	0.0050	2018年3月
2, 402	0.0050	2018年4月
_	_	2018年5月
36, 464		合計

13. 純資産額の推移

ユーロ・ボンド・ファンド

2019年

NAV EUR4,403,916 受益証券数(ロ) 439,910 1口当たりNAV EUR10.01

2018年

NAV EUR4,761,306 受益証券数(ロ) 478,510 1口当たりNAV EUR9.95

2017年

NAV EUR4,409,796 受益証券数 (ロ) 432,570 1口当たりNAV EUR10.19

14. 税金

現行の法令および実務に基づき、ファンドは、1997年統合租税法(改正済み)の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。かかる基準にのっとり、その収益または利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

しかしながら、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が発生し得る。課税事由には、受益者への 分配金支払、受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡または当該受益証券取得開始より8年間経過した時点毎の受益証 券の保有が含まれる。

以下に関して、課税事由についてファンドにアイルランドの税金は生じない。

- a) 税法上、アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない受益者。ただし、1997年統合租税法(改正済み)の規定に基づき、ファンドが適切かつ有効な宣言書を保有していること、または適切な宣言書がない場合、総額の支払を行う許可をファンドがアイルランド歳入庁より得ていることを条件とする。
- b) 一定のアイルランド居住のアイルランドの税金の免税受益者。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに 提供されていなければならない。

ファンドによる投資に対して受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン (もしあれば) には、投資 収益/利益が発生する国の源泉税が課せられることがある。ファンドまたは受益者は、かかる税金の遷付を受けるこ とができないことがある。

15. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

16. 当該報告書で使用された為替レート

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

資産および負債をユーロに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

 プレマーク・クローネ
 2019年
 2018年

 デンマーク・クローネ
 7. 467572
 7. 443328

 英ポンド
 0. 884129
 0. 877235

 スウェーデン・クローネ
 10. 605541
 10. 309217

17. 後発事象

当期末後から2019年9月4日の間に、財務書類上で開示を要求される事象は生じなかった。

18. 財務書類の承認

管理会社の取締役は、2019年9月4日付でファンドの財務書類を承認した。

(3)投資有価証券明細表等

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2019年5月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストリア (2018年5月31日:6.58%)			
Austria Government 3.4% 22-Nov-22	111,000	126, 344	2.87
Heta Asset Res 2.375% 13-Dec-22	100, 000	108, 624	2. 47
Republic of Austria 3.8% 26-Jan-62	14, 000	27, 366	0.62
Telekom Finanz 3.125% 03-Dec-21	50, 000	53, 949	1. 23
		316, 283	7. 19
ベルギー (2018年5月31日: 4.10%)			
Belgium Government 0.8% 22-Jun-25	21,000	22, 287	0.51
Belgium Kingdom 4% 28-Mar-32	76, 000	108, 943	2. 47
Belgium Kingdom 5% 28-Mar-35	39, 000	63, 713	1.45
		194, 943	4. 43
チェコ共和国(2018年5月31日:2.57%)			
Czech Government 3.875% 24-May-22	139, 000	155, 984	3. 54
		155, 984	3. 54
デンマーク (2018年5月31日:3.39%)			
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-23	209, 000	30, 512	0.69
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-24	890, 000	131, 806	2. 99
		162, 318	3. 68
フランス (2018年5月31日:17.40%)			
Axa FRN 16-Apr-40	50, 000	52, 168	1.18
BNP Paribas 2.5% 23-Aug-19	36, 000	36, 214	0.82
France Government 3.75% 25-Apr-21	126, 000	136, 516	3. 10
France Government 2.25% 25-May-24	37, 000	41, 925	0.95
France Government 1.75% 25-Nov-24	7,000	7,810	0.18
France Government 6% 25-Oct-25	55, 000	77, 085	1.75
France Government 0.25% 25-Nov-26	105, 000	107, 726	2.45
France Government 3.25% 25-May-45	130, 000	193, 879	4. 40
RCI Banque 2.25% 29-Mar-21	50, 000	51, 859	1. 18
		705, 182	16.01
ドイツ (2018年5月31日:18.54%)			
Bundesobligation 0% 14-Apr-23	20,000	20, 515	0.47
Bundesobligation 0% 13-Oct-23	39, 000	40, 085	0.91
Bundesrepub Deutschland 0.25% 15-Aug-28	226, 000	236, 524	5. 37
Commerzbank AG 4% 23-Mar-26	40,000	43, 991	1.00
Germany Government 3.5% 04-Jul-19	304, 000	305, 024	6. 93
Germany Government 0.5% 15-Feb-25	40,000	42, 419	0.96
Germany Government 1% 15-Aug-25	42,000	45, 998	1.04
Germany Government 0.25% 15-Feb-27	17, 000	17, 852	0.41

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2019年5月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
債務証券(続き)			
ドイツ(2018年5月31日:18.54%)(続き)			
Germany Government 4% 04-Jan-37	27,000	45, 074	1.02
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	96, 400	145, 844	3. 31
Germany Government 2.5% 15-Aug-46	49, 000	75, 561	1.72
		1, 018, 887	23. 14
アイスランド (2018年5月31日: 2.22%)			
Iceland Government 2.5% 15-Jul-20	100, 000	103, 096	2.34
		103, 096	2. 34
アイルランド (2018年5月31日:4.15%)			
Cloverie Plc FRN 24-Jul-39	50,000	50, 509	1. 15
Ireland Government 5.4% 13-Mar-25	133, 000	175, 283	3. 98
		225, 792	5. 13
イスラエル (2018年5月31日:1.14%)			
State of Israel 4.625% 18-Mar-20	50, 000	51, 935	1. 18
		51, 935	1. 18
イタリア (2018年5月31日:12.43%)			
Buoni Poliennali Del Tes 4.75% 01-Sep-21	39, 000	42, 290	0.96
Italy Government 4.5% 01-May-23	23, 000	25, 560	0. 58
Italy Government 2% 01-Dec-25	27, 000	26, 846	0.61
Italy Government 4.75% 01-Sep-28	24, 000	28, 673	0.65
Italy Government 6% 01-May-31	114, 000	150, 689	3. 42
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	48, 000	63, 051	1. 43
Italy Government 4.75% 01-Sep-44	30, 000	36, 810	0.84
Unicredit Spa 4.375% 31-Jan-22	50, 000	55, 984	1. 27
		429, 903	9. 76
メキシコ (2018年5月31日:1.23%)			
America Movil 4.75% 28-Jun-22	50, 000	56, 935	1. 29
		56, 935	1. 29
オランダ(2018年5月31日: 4.25%)			
Heineken NV 3.5% 19-Mar-24	5, 000	5, 782	0. 13
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	109, 400	163, 590	3. 71
Rabobank Nederland 4% 11-Jan-22	30, 000	33, 219	0. 75
		202, 591	4. 59
スロベニア (2018年5月31日:1.76%)			
Republika Slovenija 2.125% 28-Jul-25	10, 000	11, 314	0. 26
Slovenia Government 5.125% 30-Mar-26	45, 000	60, 627	1.38
Slovenija Republic 1.5% 25-Mar-35	20, 000	21, 170	0.48
		93, 111	2. 12

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2019年5月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率 (%)
債務証券(続き)			
スペイン (2018年5月31日:6.11%)			
Bonos Y Oblig Del Estado 1.5% 30-Apr-27	55,000	59, 592	1.35
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	8,000	13, 654	0.31
Instituto De Credito Oficial 6% 08-Mar-21	15, 000	16, 649	0.38
Spain Government 4.6% 30-Jul-19	8,000	8,063	0.18
Spain Government 5.85% 31-Jan-22	92,000	107, 168	2.43
Spain Government 5.9% 30-Jul-26	10,000	13, 965	0.32
Telefonica Emisiones 4.693% 11-Nov-19	50, 000	51,072	1.16
		270, 163	6. 13
国際機関(2018年5月31日:1.19%)			
Eurofima 4% 27-Oct-21	50,000	55, 246	1. 25
		55, 246	1. 25
スウェーデン(2018年 5 月31日: 3.46%)			
Nordea Bank AB 4% 29-Mar-21	50, 000	53, 327	1. 21
Nordea Hypotek 1% 08-Apr-22	600,000	58, 035	1.32
Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 17-Jun-20	1,000,000	95, 886	2. 18
		207, 248	4.71
スイス (2018年5月31日:1.64%)			
UBS AG London 1.375% 16-Apr-21	75, 000	77, 344	1.76
		77, 344	1. 76
イギリス(2018年5月31日: 1.14%)			
Royal Bank of Scotland 3.875% 19-Oct-21	50,000	52, 888	1. 20
		52, 888	1. 20
債務証券合計(2018年5月31日:93.30%)		4, 379, 849	99. 45

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2019年5月31日現在

	当初想定元本 (ユーロ)	未実現利益 (ユーロ)	純資産 比率 (%)
先渡為替契約			
デンマーク (2018年5月31日: 0.00%)			
Danish Krone 14-Aug-19	(169, 945)	49	-
スウェーデン (2018年5月31日: 0.00%)			
Swedish Krona 15-Jul-19	(159, 356)	2, 321	0.05
先渡為替契約に係る未実現利益合計 (2018年5月31日: 0.00%)		2, 370	0. 05

先渡為替契約の取引相手方は、BBH&Co. である。

Ⅳ. お知らせ

- ・投資顧問会社であった大和住銀投信投資顧問株式会社は、2019年4月1日に三井住友アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社となりました。ファンドの投資顧問業務は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が継承しました。
- ・管理会社は、信託証書に従い、いずれかの取引日にファンドの純資産額が500万米ドルを下回った場合、独自の判断にしたがってファンドを終了させることができます。ファンドの純資産額は、2019年7月1日以降、複数回にわたり500万米ドルを下回りました。また、ファンドは、2018年4月以降、分配金を支払うための十分な収益を得ておりませんでした。このような理由により、管理会社は、2019年9月26日付でファンドの早期償還を決議し、2019年11月29日にファンドを償還いたしました。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

アイルランド籍ユーロ建オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書(全体版)

作成対象期間 第18期 (2019年6月1日~2019年11月29日) 信託終了日 2019年11月29日

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。 さて、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズー毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、2019年11月29日に償還いたしました。 ここに、運用状況をご報告申し上げます。

管理会社

エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド)リミテッド 代行協会員 **大和証券株式会社**

ファンドの仕組みは、	以下のとおりです。					
ファンド形態	アイルランド籍ユーロ建オープン・エンド契約型外国投資信託					
信託期間	2002年12月19日より運用を開始しております。					
	ファンドの存続期間は無期限です。					
	(注) ファンドは、2019年11月29日に償還いたしました。					
繰上償還	ファンドを存続させることが違法となる等、一定の事由が発生した場合には、受託会社は					
	書面の通知をしてファンドを終了させることができます。					
	また、受益証券の当初発行日から1年間またはそれ以降のいずれかの取引日に、ファンド					
	の純資産額が500万米ドルを下回る等、一定の事由が発生した場合には、管理会社は独自					
	の判断に従って、書面の通知をしてファンドを終了させることができます。					
運用方針	ファンドの投資目的は、主として公認取引所に上場され、またはそこで取引される国債、					
	国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建組入証券に投資することにより、長期的					
	な資本成長を目指し、かつ安定した分配を追求することです。					
主要投資対象	ファンドは、主として公認証券取引所において上場され、または取引される国債、国際機					
	関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建ての債券に投資をします。					
ファンドの運用方法	●ファンドは、資産取得時において投資適格債券より高い格付けを有するユーロ建て固定					
	金利商品に主として投資します。					
	●ファンドは、新興市場に15%以上投資することはできません。					
	デュレーション ファンドの平均デュレーションは、通常ブルームバーグ・バークレ					
	イズ・ユーロ総合インデックスのデュレーションの±1.5年程度の範					
	囲内とします。					
	クレジット・ 国債以外の公社債、政府機関債、資産担保証券等への投資は、取得					
	アロケーション 時において信託資産の純資産総額の50%以内とします。					
	個別銘柄 ●ファンドはS&PまたはムーディーズのBBB-/Baa3以上					
	の格付けを取得している証券に投資します。					
	●ファンドの加重平均格付けは、S&PまたはムーディーズのAA					
	-/Aa3相当以上を保持するものとします。					
	通貨 ユーロ通貨建以外の欧州通貨建資産への投資は、取得時において					
	ファンドの純資産総額の15%以内とします。					
主な投資制限	●ファンドは、公認取引所に上場または取引されていない証券に、ファンドの純資産額の					
	10%以上を投資してはなりません。					
	●ファンドは同一発行体が発行した証券に純資産額の10%以上を投資してはなりません。					
	●原則として、ファンドの純資産額の10%以上を、1つの機関に預託してはなりません。					
	●ファンドは、いかなる種類の株式または出資に対しても投資することはできません。					
	●ファンドは、会社型の株式に対して投資を行うオープン・エンド型集合投資スキームに					
	投資してはなりません。					
	●ファンドは、純資産額の10%以上をその他のオープン・エンド型集合投資ファンドに投					
	資してはならない等の条件に従って、かかる投資ファンドの受益証券を購入することが できます。					
八冊十七年	できます。					
分配方針	収益分配は、管理会社が毎月の最後の営業日に宣言することにより、行われる予定です (ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。分					
	(たたし、特米の方配金の文払ねよいその金額について保証するものではありません。 分配が行われないこともあります。)。					
	配か行われないこともめりよう。)。 (注)営業日とは、東京、ダブリンおよびロンドンで銀行が通常通りに営業しており、かつ日本にお					
	(注) 呂栗日とは、東京、ダノリンねよびロントンで銀行が連吊通りに呂栗しており、かつ日本における金融商品取引業者の営業日をいいます。					
	り公立邸恂印収引来有の首米日をV'V'より。					

I. ファンドの設定から前期までの運用の経過

(2002年12月19日~2019年5月31日)

投資環境について

期初は、ユーロ圏の成長はプラスでしたが、ユーロが対米ドルで上昇したため、緩和期を経験しました。中国やインドをはじめとする新興国市場の堅調な経済成長が世界の商品価格の持続的な上昇につながり、地域的な逆風に拍車をかけました。

世界的な投資家心理は、2006年に再びマイナスに転じました。2006年の米国住宅市場の大規模な調整が、2008年と2009年の世界的な金融危機を引き起こしました。その結果、主要中央銀行は金利を引き下げ、投資家は資金を安全資産である主要国の国債に移動しました。欧州の社債スプレッドがリスク資産の売却に伴い急上昇しました。

金融危機後、ギリシャの高債務と財政赤字は、国債の債務不履行の懸念を引き起こしました。その後、市場の懸念は、他のユーロ圏諸国における国債および銀行セクターの債務水準が潜在的に持続不能ではないかというところにまで広がりました。その結果、欧州「周辺国」として知られるようになった国の債券は大きく売却され、欧州「主要国」市場から除外されました。当該金融危機では、ユーロ圏自体の崩壊に対する懸念が高まりました。結局、いくつかの周辺国に対する国際的な援助と、欧州中央銀行(ECB)による「何としてでも」という取り組みは、経済心理にダメージが残るものの、ユーロの維持に役立ちました。

低金利の維持と並行して、成長水準の低迷を受けて、ECBは2015年に国債および社債の毎月の買入れを含む量的緩和プログラムを開始しました。この追加的な流動性が、中核となる国債利回りを記録的な低水準に押し下げる一方で、ボラティリティを長期にわたって低位に維持し、社債セクターに対する投資家心理を支えました。

景気刺激策にもかかわらず、ユーロ圏のインフレーション率は引き続き低迷し、2013年以降、ECBの目標を大きく下回りました。ユーロ圏経済は2017年に改善を示し、ECBは2018年末に毎月の債券買入を終了することができました。もっとも、近年では、米中貿易紛争や英国のEU離脱協議を巡る世界的な不透明感から、経済成長は再び鈍化しました。

ポートフォリオの概要

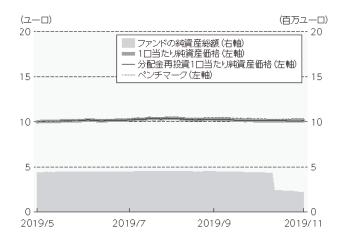
ファンドのポートフォリオは、当該期間の費用控除前でベンチマークを上回りました(投資運用会社の採用する計算方法・費用控除前ベース)。

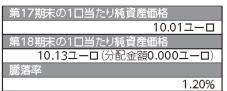
銘柄選択が相対的な上昇を牽引し、企業セクターへのエクスポージャーが最大のプラス要因となりました。ユーロ圏の国債セクターの組入保有銘柄も相対パフォーマンスを押し上げました。他の分野では、政府関連の銘柄選択がパフォーマンスに寄与しましたが、これらの上昇分は、セクターにおける資産配分が足を引っ張ったことで軽減されました。投資運用会社の全体的な資産配分は、ファンドの相対的なパフォーマンスにおおむね中立的な影響を与えました。

ファンドのポートフォリオは、設定時より、徹底したファンダメンタルズ調査と受益者保護に焦点を当てた投資哲学に基づいて運用されました。この考え方は、常に投資運用会社の基本的価値観と整合的であり、ポートフォリオの設定時から変更されませんでした。また、運用期間中、投資運用会社は、規律ある投資プロセスと厳格なリスク管理手法を維持しました。

Ⅱ. 当期の運用の経過等

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について





- (注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
- (注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。
- (注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格およびベンチマークは、第17期末のファンドの1口当たり純資産価格を 起点として計算しています。
- (注5) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注6) ファンドのベンチマークは、「ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックス」です。ベンチマークの詳細は、後記「ベンチマークについて」をご参照ください。以下同じです。

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・当期の欧州国債市場は、ユーロ建てでプラスのパフォーマンスを収めました (注)。経済成長やインフレーションを示唆する指標の軟化が続いたことや世界的な地政学上の懸念が当期の大半における主な 牽引役でした。
- ・ユーロ圏諸国債のエクスポージャーが、同セクターの銘柄選択により当期を通じてプラスの影響を及 ぼしました。保有していたイタリア国債の一部が当該半年間に好影響を与えました。
- ・ユーロ建社債セクターのエクスポージャーが、銘柄選択のアンダーパフォーマンスとともにマイナス の影響を及ぼしました。
- (注) ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスによります。

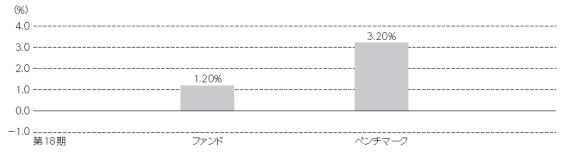
■ベンチマークについて

ベンチマークは1998年6月1日に導入された後名称が変更され、ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスとなりました。国債、国際機関債、社債、資産担保証券を対象としており、グローバル債券市場においてファンド・マネージャーに広範かつ客観的なベンチマークを提供します。この指数は、固定金利投資適格ユーロ債券市場の客観的表示ルールに基づく構造に従います。

■ベンチマークとの差異について

以下のグラフは、ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格とベンチマークの騰落率の対比です。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格とベンチマークの対比



ファンドとベンチマークの騰落率の差異の状況および要因について

当期のファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを下回りました(投資運用会社の採用する計算方法・費用控除前ベース。そのため上記グラフとは異なります。)。ユーロ建社債セクターのエクスポージャーが、銘柄選択のアンダーパフォーマンスとともにマイナスの影響を及ぼしました。また、当期の1口当たり純資産価格ベースのパフォーマンスも、ベンチマークを下回りました。

■分配金について

当期(2019年6月1日~2019年11月29日)においては分配は行われませんでした。

■投資環境について

当期の欧州国債市場は、ユーロ建てでプラスのパフォーマンスを収めました (注)。ユーロ圏主要国の利回りは、当期上半期に低下傾向にありました。経済成長を示唆する指標の悪化が続いたことや、欧州中央銀行(ECB)が緩和姿勢を強めたことが、当該半年間の市場の主な牽引役でした。米中間の貿易の緊張から生じる地政学上の不確実性や英国のEU離脱交渉もリスク選好度に対する重しとなり、安全資産である国債への需要を押し上げました。一方、当期末にかけての6週間は投資家心理が回復し、債券利回りが過去最低水準から反発しました。

金融政策面では、ECBが9月の政策決定会合で0.1%の利下げと緩和策の拡大を行うことを発表しました。この緩和策には200億ユーロの毎月の債券買入れを11月から再開することが含まれていました。終了期限に制限をつけなかったことから、市場は「利上げが行われる直前」に限って買入れを終了するという発言を緩和的であると受け止めました。ECBはさらに、収益拡大のために銀行の当座預金残高の一部をマイナス金利の対象外とする段階措置を明らかにしました。貸出条件付長期資金供給オペの微調整も欧州非主要国の銀行を支えたと考えられます。

インフレーション率は、製造セクターの低迷が続いたことを一因に当期を通じて横ばいで、ECBの目標水準に届きませんでした。欧州委員会統計局の速報値によるヘッドラインインフレーション(統合インフレーション)率(対前月比)は、10月に0.7%で底入れした後次第に上昇し、11月に1.0%を付けました。速報値(対前月比)によるコアインフレーション率も低水準に留まり1.3%で当期末を迎えました。

(注) ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスによります。

■ポートフォリオについて

当期のファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを下回りました(投資運用会社の採用する計算方法・費用控除前ベース)。また、当期の1口当たり純資産価格ベースのパフォーマンスも、ベンチマークを下回りました。10月末にファンドのポジションを清算しました。

通貨戦略では、アクティブなポジションを取りませんでした。

国別およびデュレーションのポジションでは、10月末にファンドのすべてのポジションを清算するまで、ユーロ圏のデュレーションのポジションを全体的にアンダーウエイトとしました。ユーロ圏主要国では、ドイツのデュレーションのポジションをオーバーウエイト、フランスのデュレーションのポジションを若干アンダーウエイトとしました。ユーロ圏非主要国では、イタリアとスペインのデュレーションのポジションをアンダーウエイトとしました。それ以外の地域では、スウェーデンとデンマークについてベンチマーク構成外のポジションの保有を続けました。

絶対リターンに影響を及ぼした主な要因

絶対リターンを上昇させた要因

当期の欧州国債市場は、ユーロ建てでプラスのパフォーマンスを収めました (注)。経済成長やインフレーションを示唆する指標の軟化が続いたことや世界的な地政学上の懸念が当期の大半における主な牽引役でした。 ECBによる9月の利下げ前の緩和策への期待感や量的緩和としての債券買入れの発表も主要国の国債価格を支えました。

ドイツ国債10年物利回りは期初の-0.20%の水準から低下し9月初めに-0.70%を割り込みました。 (注)ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスによります。

絶対リターンを低下させた要因

米中間の貿易交渉の楽観的展望やユーロ圏の経済指標が回復に転じるとの見通しを受けて、国債資産が当期末にかけてやや値下がりし、主要国の債券利回りが上昇しました。ドイツ国債10年物利回りは11月末に-0.35%前後に上昇しました。

相対リターン(投資運用会社の採用する計算方法・費用控除前ベース。) に影響を及ぼした主な要因 相対リターンを上昇させた要因

ユーロ圏諸国債のエクスポージャーが、同セクターの銘柄選択により当期を通じてプラスの影響を及ぼしました。

保有していたイタリア国債の一部が当該半年間に好影響を与えました。

イールドカーブのポジションが当期を通じて僅かにプラスに貢献しました。

相対リターンを低下させた要因

ユーロ建社債セクターのエクスポージャーが、銘柄選択のアンダーパフォーマンスとともにマイナス

の影響を及ぼしました。

政府関連セクターのエクスポージャーも、当該半年間に相対リターンを低下させました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ.ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

ファンドは、2019年11月29日に償還いたしました。

■費用の明細

		項目	項目の概要			
徝	9理	報酬等				
ファンドの純資産額の年率0.60%が、ご 管理会社報酬 として、管理会社に支払われます。 管理会社は、当該報酬から販売報酬およ		ファンドの資産の運用・管理業務の対価 にび代行協会員報酬を支払います。				
	内	販売報酬	ファンドの日々の平均純資産額の年率 0.50%		②平均純資産額の年率運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	
	訳	代行協会員報酬	ファンドの日々の平均純資産額の年率 0. 10%		受益証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務等の対価	
	管理事務代行報酬		ファンドの純資産額	料率		
			100百万ユーロ以下の場合	0. 13%		
:			100百万ユーロ超、 1,000百万ユーロ以下の場合	0. 115%	ファンドの管理事務代行業務の対価	
			1,000百万ユーロ超の場合	0.10%		
	受託	会社報酬	ファンドの純資産額の年率0.0	06%	ファンドの受託業務の対価	
			ファンドの純資産額	料率		
			250百万ユーロ以下の場合	0.50%		
	投資運用会社報酬		250百万ユーロ超、 500百万ユーロ以下の場合	0. 45%	ファンドに関する投資運用業務の対価	
			500百万ユーロ超の場合	0.40%		
そ	の他	也の費用(当期)	2. 00%		預金利息、副保管費用、監查報酬、 法務報酬、印刷費等	

⁽注) 各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用(当期)」には運用状況 等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、その他の費用(当期)の金額をファンドの当 期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅲ. 直近10期の運用実績

1. 純資産の推移

下記各会計年度末および第18会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり	純資産価格
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第九会計年度末 (2011年5月末日)	5, 506	650	9. 68	1, 142
第十会計年度末 (2012年5月末日)	4, 730	558	9. 88	1, 166
第十一会計年度末 (2013年5月末日)	6, 015	710	10. 26	1, 211
第十二会計年度末 (2014年5月末日)	5, 786	683	10. 45	1, 233
第十三会計年度末 (2015年5月末日)	5, 554	655	10.77	1, 271
第十四会計年度末 (2016年5月末日)	4, 823	569	10.62	1, 253
第十五会計年度末 (2017年5月末日)	4, 410	520	10. 19	1, 203
第十六会計年度末 (2018年5月末日)	4, 761	562	9. 95	1, 174
第十七会計年度末 (2019年5月末日)	4, 404	520	10.01	1, 181
第十八会計年度末 (2019年11月29日)	2, 207	260	10. 13	1, 196
2019年6月末日	4, 449	525	10. 13	1, 196
7月末日	4, 478	528	10. 22	1, 206
8月末日	4, 548	537	10. 38	1, 225
9月末日	4, 505	532	10. 28	1, 213
10月末日	4, 378	517	10. 14	1, 197
11月29日	2, 207	260	10. 13	1, 196

⁽注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ=118.02円) によります。以下同じです。

2. 分配の推移

	分配金(1口当たり)		
	ユーロ	円	
第九会計年度 (2010年6月1日~2011年5月末日)	0. 228	26. 91	
第十会計年度 (2011年6月1日~2012年5月末日)	0. 148	17. 47	
第十一会計年度 (2012年6月1日~2013年5月末日)	0. 132	15. 58	
第十二会計年度 (2013年6月1日~2014年5月末日)	0. 132	15. 58	
第十三会計年度 (2014年6月1日~2015年5月末日)	0. 132	15. 58	
第十四会計年度 (2015年6月1日~2016年5月末日)	0. 132	15. 58	
第十五会計年度 (2016年6月1日~2017年5月末日)	0. 132	15. 58	
第十六会計年度 (2017年6月1日~2018年5月末日)	0.075	8. 85	
第十七会計年度 (2018年6月1日~2019年5月末日)	0.000	0.00	
第十八会計年度 (2019年6月1日~2019年11月29日)	0.000	0.00	

1 口当たり分配金 設定来累計 (2019年11月29日現在)	3. 145ユーロ
------------------------------------	-----------

3. 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数	本邦内におけ る販売口数	買戻し口数	本邦内におけ る買戻し口数	発行済口数	本邦内におけ る発行済口数
第九会計年度 (2010年6月1日~ 2011年5月末日)	口 24, 000	口 24, 000	口 125, 210	口 125, 210	口 568, 970	口 568, 970
第十会計年度 (2011年6月1日~ 2012年5月末日)	口 23, 100	口 23, 100	口 113, 400	口 113, 400	口 478, 670	口 478, 670
第十一会計年度 (2012年6月1日~ 2013年5月末日)	口 175, 380	口 175, 380	日 68, 010	日 68, 010	口 586, 040	П 586, 040
第十二会計年度 (2013年6月1日~ 2014年5月末日)	口 27, 490	口 27, 490	口 59, 970	口 59, 970	口 553, 560	□ 553, 560
第十三会計年度 (2014年6月1日~ 2015年5月末日)	口 27, 900	口 27, 900	口 65, 600	口 65, 600	口 515, 860	口 515, 860
第十四会計年度 (2015年6月1日~ 2016年5月末日)	口 138, 050	口 138, 050	口 199, 820	口 199, 820	口 454, 090	П 454, 090
第十五会計年度 (2016年6月1日~ 2017年5月末日)	口 11, 050	口 11, 050	□ 32, 570	□ 32, 570	□ 432, 570	П 432, 570
第十六会計年度 (2017年6月1日~ 2018年5月末日)	口 108, 550	口 108, 550	口 62, 610	日 62, 610	口 478, 510	口 478, 510
第十七会計年度 (2018年6月1日~ 2019年5月末日)	П 0	П 0	□ 38, 600	□ 38, 600	口 439, 910	П 439, 910
第十八会計年度 (2019年6月1日~ 2019年11月29日)	П 100	口 100	口 222, 140	口 222, 140	口 217, 870	口 217, 870

⁽注) 第18会計年度末の受益証券(発行済口数217,870口)は、2019年11月29日にすべて償還されました。

Ⅳ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの2019年6月1日から2019年11月29日までの期間の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条 の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c. ファンドの原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=118.02円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 貸借対照表

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

財政状態計算書

2019年11月29日現在

	2019年11月29日		2019年5	月31日
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
現金預金	2, 334, 286	275, 492	58, 037	6, 850
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	_	_	4, 431, 801	523, 041
資産合計	2, 334, 286	275, 492	4, 489, 838	529, 891
負債				
未払債務-1年以内支払期限到来	127, 262	15, 019	85, 922	10, 141
損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	1	0	_	_
負債(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)	127, 263	15, 020	85, 922	10, 141
買戻可能受益証券保有者に帰属す る純資産	2, 207, 023	260, 473	4, 403, 916	519, 750

(2) 損益計算書

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

包括利益計算書

2019年6月1日から2019年11月29日までの期間

	2019年6月1日から 2019年11月29日までの期間		2019年 5 月31日に	2終了した年度
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
収益				
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産・負債に係る純利益	101, 991	12, 037	159, 406	18, 813
収益合計	101, 991	12, 037	159, 406	18, 813
費用				
預金利息	985	116	1, 336	158
受託会社報酬	1, 269	150	2,760	326
販売会社報酬	10, 563	1, 247	22, 982	2, 712
代行協会員報酬	2, 127	251	4, 620	545
投資運用報酬	6, 321	746	13, 801	1, 629
投資顧問報酬	4, 254	502	9, 200	1, 086
管理事務代行報酬	2, 749	324	5, 980	706
副保管費用	3, 079	363	2, 219	262
監査報酬	15, 000	1,770	4, 425	522
法務報酬	128	15	29, 430	3, 473
印刷費	_	_	16, 506	1, 948
その他の費用	25, 057	2, 957	20, 125	2, 375
費用合計	71, 532	8, 442	133, 384	15, 742
純収益	30, 459	3, 595	26, 022	3, 071
ファイナンス費用				
分配金	-	_	_	-
ファイナンス費用合計	_	_		_
分配後の買戻可能受益証券保有者 に帰属する純資産の増加	30, 459	3, 595	26, 022	3, 071

利益および損失は、専ら非継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

買戻可能受益証券保有者に帰属する

純資産の変動計算書

2019年6月1日から2019年11月29日までの期間

	2019年6月1日から 2019年11月29日までの期間		2019年5月31日に終了した年度	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産	4, 403, 916	519, 750	4, 761, 306	561, 929
買戻可能受益証券の発行額からの手 取金	1,019	120	-	_
買戻可能受益証券の買戻額に対する 支払	(2, 250, 667)	(265, 624)	(381, 574)	(45, 033)
純費用平準化	(26, 365)	(3, 112)	(1, 841)	(217)
純資本平準化	48, 661	5, 743	3	0
分配後の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の増加	30, 459	3, 595	26, 022	3, 071
期末現在買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産	2, 207, 023	260, 473	4, 403, 916	519, 750

V. 投資信託財産運用総括表

投資信託当初払込日信託期間		2002年12月19日		投資信託契約終了時の状況	
1日 武朔间	投資信託契約終了日	2019年11月29日		資産総額	2, 334, 286그ㅡㅁ
区分 投資信託当初払込時	投資信託契約終了時	差引増減	負債総額	127, 263그ㅡㅁ	
			純資産総額	2, 207, 023그ㅡㅁ	
受益権口数	4, 606, 550 □	217,870□	−4, 388, 680 □	受益権口数	217, 870 □
元本額	46, 065, 500ユーロ	2, 207, 023ユーロ	-43, 858, 477ユーロ	1口当たり 償還金	10.13그ㅡㅁ

毎計算期末の状況

計算期 元本額 (千ユーロ)	元本額	純資産総額	1口当たり	1口当たり分配金	
	(千ユーロ)	純資産価格 (ユーロ)	金額 (ユーロ)	分配率(%)	
第1期	46, 066	44, 990	10. 28	0. 153	1.49
第2期	44, 990	24, 503	9. 97	0.340	3. 41
第3期	24, 503	18, 744	10. 39	0.324	3. 12
第4期	18, 744	12, 971	9.85	0.305	3. 10
第5期	12, 971	10, 026	9. 58	0. 228	2.38
第6期	10, 026	8, 910	9. 41	0. 228	2.42
第7期	8, 910	7, 608	9. 70	0. 228	2.35
第8期	7, 608	6, 749	10. 07	0. 228	2. 26
第9期	6, 749	5, 506	9. 68	0. 228	2.36
第10期	5, 506	4, 730	9. 88	0. 148	1.50
第11期	4, 730	6, 015	10. 26	0. 132	1. 29
第12期	6, 015	5, 786	10. 45	0. 132	1. 26
第13期	5, 786	5, 554	10. 77	0. 132	1. 23
第14期	5, 554	4, 823	10.62	0. 132	1.24
第15期	4, 823	4, 410	10. 19	0. 132	1.30
第16期	4, 410	4, 761	9. 95	0.075	0.75
第17期	4, 761	4, 404	10. 01	0.000	0.00
第18期	4, 404	2, 207	10. 13	0.000	0.00

⁽注) 当初申込期間における1口当たり申込価格は、10ユーロでした。 ファンドの受益証券は、2019年11月29日にすべて償還されました。

Ⅵ. お知らせ

・管理会社は、信託証書に従い、いずれかの取引日にファンドの純資産額が500万米ドルを下回った場合、独自の判断にしたがってファンドを終了させることができます。ファンドの純資産額は、2019年7月1日以降、複数回にわたり500万米ドルを下回りました。また、ファンドは、2018年4月以降、分配金を支払うための十分な収益を得ておりませんでした。このような理由により、管理会社は、2019年9月26日付でファンドの早期償還を決議し、2019年11月29日にファンドを償還いたしました。